被災した宅地や建築物の

危険を知らせるサイン

巨大地震などにより、宅地や建築物が被災した場合に、被害状況を把握するとともに、住民へ情報を提供し、2次災害の軽減・防止を図ろうとする制度があります。

【問い合わせ先】建設課　☎53−3119

被災宅地の危険度判定

被災宅地危険度判定は、巨大地震や大雨などにより、宅地が広範囲に大規模な災害を受けた場合に、宅地の被害状況や危険性について判定し、表示するものです。

判定結果は、次の3種類のステッカーで現地の見やすい場所に掲示されます。

危険（赤色）　要注意（黄色）　調査済（青色）

被災建築物の危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性について判定し、表示するものです。

判定結果は、次の3種類のステッカーで建物の出入口等に掲示されます。

危険（赤色）　要注意（黄色）　調査済（緑色）

なお、地震発生後の建物の判定には、この他に次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

◆**被災度区分判定**…建物の復旧対策を検討する目的で、応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

◆**住家被害認定**…り災証明書を発行する目的で、被害程度を認定するもの

災害発生時にはできるだけ速やかに判定を行う必要があります。危険度判定の目的をご理解いただき、調査の際にはご協力をよろしくお願いします。

その他

インボイス制度に伴う水道料金などの適格請求書について

令和5年10月からインボイス制度が開始されます。

それに伴い、水道料金および下水道使用料の適格請求書を必要とされる方は、発行の申込が必要となりますので、上下水道局まで電話で申し込みください。適格請求書は、納付月の翌月に発送します。

なお、水道料金および下水道使用料適格請求書（インボイス）発行事業者の登録番号は、次のとおりです。

詳しくは、お問い合わせください。

【登録番号】

◆水道事業
T8800020004826

◆簡易水道事業
T8800020004827

◆下水道事業
T4800020004747

【問い合わせ・申込先】
上下水道局　総務係
☎53・1086

南国I.C.わくわくゾーンスタンプラリー

ものべがわエリアの観光施設を回ってスタンプを集めよう。対象の全7施設のうち、3カ所以上のスタンプで応募が可能で、各施設の素敵なオリジナルグッズや特産品が当たります。また、7つの施設すべてのスタンプを集めた方には、もれなく粗品をプレゼント！

詳細は当協議会ホームページまたは、パンフレットをご確認ください。

【期間】
11月23日（木・祝）まで

【対象施設】高知県立歴史民俗資料館／香美市立やなせたかし記念館／龍河洞／西島園芸団地／創造広場「アクトランド」／高知県立のいち動物公園／海洋堂SpaceFactoryなんこく

【応募方法】
対象の7施設にある専用はがきに、最低3コ以上のスタンプを集め、必要事項を記入し応募してください。

【応募締切】
11月30日(木)
※当日消印有効

【問い合わせ先】
(一社)物部川DMO協議会
南国I.C.わくわくゾーン協議会事務局
☎088・802・5050
HP https://monobegawa.com/specialreport/2328

ネットでの人権侵害弁護士相談窓口

高知県では、インターネットによる人権侵害の防止と救済に取り組んでいます。

4月から、インターネット上で人権侵害を受けられた方等を対象とする、弁護士による無料相談窓口を開設しています。

相談窓口では、弁護士が法的な視点から、インターネット上の差別的投稿や誹謗中傷等に関するアドバイスを対面で行います。

インターネット上で、ご自身やご家族等の人権が侵害されたと思われた方は、一人で悩まず高知県人権・男女共同参画課まで電話でお申し込みください。

【日時】
毎月第3火曜日
9時30分〜11時30分

【場所】
高知県立人権啓発センター4階　研修室

【対象】
18歳以上の方

【定員】3人
※要予約、一人40分以内

【問い合わせ・申込先】
高知県人権・男女共同参画課
☎088・823・9805

永瀬ダムからのお知らせ

永瀬ダムは、昭和32年のダム竣工から66年が経過し、ダム湖に流入する各河川上流部における土砂の堆積が多くなってきたため、令和2年度から令和6年度までの5年間にわたって土砂取除き工事を行っています。

昨年度は約6万9千立方メートルの土砂を取除きました。今年度は約6万立方メートルの土砂を取り除きます。これを大型のダンプトラックで国道195号などを利用して、主に香南市や安芸市方面に搬出する予定です。

なお、今年度の工事期間は、9月から来年4月末を予定しています。

土砂運搬については、各運搬車両に対して、法令遵守・安全運転の周知を徹底しますので、ご理解ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】
高知県中央東土木事務所永瀬ダム管理事務所
☎58・2046

住宅・土地統計調査にご協力ください

総務省統計局では、住生活に関するさまざまな施策のための基礎資料を得ることを目的に、住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は統計法に基づき、全国約340万世帯を対象に行われる大規模な調査です。香美市でも一部の地域が調査区に指定されています。

お住まいの住宅が調査対象に選出された場合、9月下旬ごろに知事に任命された調査員が、調査でお伺いします。調査へのご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】
企画財政課
☎53・3114

停電情報のプッシュ型配信サービスについて

四国電力送配電(株)では、停電情報をタイムリーにお届けするため、『LINE』を活用した停電情報のプッシュ型配信サービスを提供しています。

本サービスは、お客さまが事前に指定されたエリア（※）で停電が発生した場合、『停電発生』と『停電復旧』のタイミングで情報を自動受信することができ、無料で利用できます。

※エリアの範囲は、四国全域・県・市町村・地域（字など）までの指定が可能

詳しくは、四国電力送配電(株)のホームページをご覧ください。

HP https://www.yonden.co.jp/nw/cnt_linenotice/index.html

▲登録用二次元コード

無料合同労働相談会

パワハラ、退職、解雇といった職場の問題でお悩みの方を対象に、国や県などの労働相談機関等が合同で無料相談会を開催します。

当日は、弁護士、司法書士、社会保険労務士といった専門家が面談または電話により相談をお受けします。事業主の方も相談できますので、お気軽にご相談ください。

※相談は事前予約優先、先着順。

【日時】
10月27日(金)10時〜17時

【場所】
高知県庁北庁舎
※受付は、4階の高知県労働委員会事務局

【当日専用相談ダイヤル】
088・821・4661

【予約受付期間】
9月1日(金)9時〜10月24日(火)17時

【問い合わせ・申込先】
高知県労働委員会事務局
☎088・821・4645

マイナポイント申込期限について

マイナポイントの申込期限は9月30日までとなっています。

マイナポイントを受け取ることができるのは、令和5年2月28日までにマイナンバーカードを申請し、マイナポイント第1弾、第2弾に申込をされた方です。

対象者の方で、マイナポイントの受け取りを希望される方は、期限までに申込をお願いします。

なお、一部の決裁サービスにおいては、9月30日以前の異なる期限を設定しているため、ご留意ください。

詳しくは決裁サービスのウェブサイトまたはマイナポイント事業ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】
総務課
☎53・3112

▲ホームページ